

II 景観形成の心得と本書の活用方法

この章では、建築物等を計画する際に、良好な景観形成のために心がけるべきこと（景観形成の心得）を「準備編」、
「計画編」に分けて記載しています。また、それぞれの計画段階に応じた本書の活用方法もあわせて示しています。

準備編 周囲やまちの景観を“知る”

本市の景観は、地域毎、場所毎にいろいろな表情を持っています。まず、周囲やまちに目を向け、いろいろな角度から景観を“知る”ことから始めましょう。周囲やまちへの“まなざし”を持つことが、景観づくりへの第一歩です。

1 堺市景観計画で、計画地の地域区分と、景観形成の目標・方針を確認しましょう

堺市景観計画では、本市の景観を、地勢、歴史、市街地形成の過程から、大きく7つの特徴ある地域に区分し、これらの地域ごとに景観特性を把握したうえで、景観形成の目標・方針を示しています。

そこでまず、計画地が堺市景観計画に示す7つの地域のどこに位置するかを確認しましょう。

また、その地域のめざすべき景観形成の目標・方針を確認しましょう。

2 堺市景観計画や「地域の景観マップ」で、景観の資源・特性を把握しましょう

堺市景観計画や「地域の景観マップ」(p7～p13)では、7つの地域ごとに、景観資源や景観特性をまとめています。

計画地を地域の景観マップなどで確認して、その周辺の景観資源や景観特性について把握しましょう。

3 土地の歴史・文化や、地域の取組み・計画を確認しましょう

地域のなり立ち、歴史的な建築物の位置、地域で取り組まれているまちづくりや計画などを、地図や文献などで確認しましょう。

4 現地に行って、周囲の景観のようすを確認しましょう

計画地から何が見えるか、地形やまちなみがどうなっているか、配慮すべき資源がどこにあるか、などを現地で確認してみましょう。

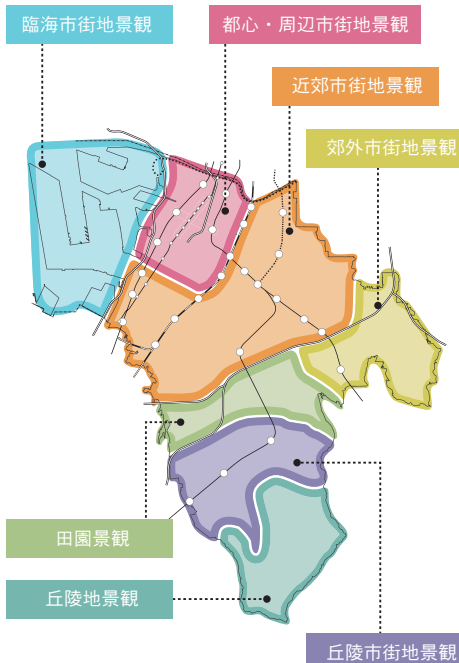
5 「景観チェックシート」に周囲やまちの景観のようすを書き込みましょう

本ガイドラインの巻末にある「景観チェックシート」(p49～)の1ページ目に、計画地の周囲の景観資源や景観特性、景観のようすについて、調べたことや感じたことを書き込みましょう。

【堺市景観計画の7つの地域区分】



「堺市景観計画」は市役所や各区役所で販売しています。また、市のホームページからダウンロードできます。



景観は、個々の建築物等が集まって形づくられています。周囲のまちなみとは無関係に、好みや思いのままに計画すると、周囲やまち全体の景観を損ねてしまいます。

準備編で読み解いた周囲やまちの景観を損なわないようにするにはどうしたら良いのか、あるいはもっとその景観を引き立たせるにはどうしたら良いのかを計画の中で考えましょう。まちや周囲への“思いやり”が、景観をより良いものにしていきます。

1 周囲やまちの景観の特徴を計画に活かすためのヒントを確認しましょう

「地域の景観マップ」(p7～p13)には、周囲やまちの景観の特徴を読み取り、計画に活かしていくためのヒントを記載していますので、参照してみましょう。

2 周囲やまちの景観の特徴を計画に活かす工夫を考えてみましょう

準備編で読み解いた景観の特徴を活かすべく、ヒントを参考にしながら、どんな工夫ができるのかを考えてみましょう。

「景観形成の基準の解説」(p14～)では、具体的な配慮の仕方や例を示しています。それらを活用して、計画に反映できる部分がないかを吟味してみましょう。

- 「A 地域特性に対する配慮」(p14～)、
- 「B まちの特性に対する配慮」(p24～)を参照してください。

3 敷地単位、建築物単位などでの配慮事項を確認しましょう

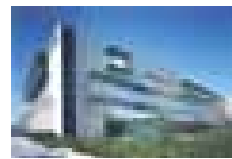
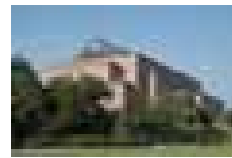
敷地単位、建築物単位などで配慮すべき事項について、「景観形成の基準の解説」(p29～)を活用し、検討していきましょう。

- 建築物は「C 1 敷地に対する配慮」(p29～)、
- 「C 2 建築物に対する配慮」(p34～)、
- 「C 3 付帯設備等に対する配慮」(p40～)を参照してください。
- 工作物は「工作物に対する配慮」(p41～)、
- 屋外広告物は「広告物に対する配慮」(p44～)を参照してください。

【景観の特徴を活かすために】

●優れた事例を見に行く

- ・地域の特徴をうまく採り入れ活かした事例もあります。実際に見に行き参考してみてください。
- ・市内では、「堺市景観賞」の過去の受賞物件なども参考にされてはいかがでしょうか。



過去の受賞作品(一例)

●専門家にアドバイスをもらう

- ・景観の知識が豊富な専門家に具体的なアドバイスをもらってはどうか。
- ・本市では、景観法に基づく届出対象行為に対して、景観アドバイザーを活用した助言・指導を行っていますので、計画の早期の段階で事前協議を行っていただけますようお願いいたします。

◆このガイドラインでは、堺市景観計画で定めている行為の制限(景観形成の基準)について、その趣旨を解説するとともに、良好な景観の形成に向けて建築物や工作物、屋外広告物のデザインの質を高めるためのヒントとなる事項を説明しています。

◆各基準に記載されている解説や参考例、イメージなどを参考に、良好な景観を形成する上での具体的な工夫について考えてみましょう。

4 「景観チェックシート」に計画の過程で工夫や配慮を行った内容を書き込みましょう

「景観チェックシート」(p49～)の1ページ目に計画のコンセプトを、2ページ目以降に計画の過程で工夫や配慮した内容を具体的に書き込みましょう。

5 計画案をもとに施主・関係者と調整を行いましょう

これらの考え方をもとに作られた計画案を、施主や関係者(周辺の住民など)と話し合い、調整を進めましょう。

なかには、周囲の景観への配慮などに対して意見の相違が生まれる場合もあるかもしれません。周囲やまちへの配慮がなされた計画の重要性を伝え、合意を図っていきましょう。

6 事前協議や届出の流れを確認し、必要な書類を準備しましょう

景観計画区域内(市域全域)で大規模建築物等の新築等を行う際には、あらかじめ景観法に基づく届出が必要となりますが、計画の早期の段階で、届出の前に、事前協議を行ってください。

本書巻末の「届出制度のあらまし」(p46～)には、その事前協議や届出の手順、必要書類のほか、建築物等の計画における景観への配慮について確認するための「景観チェックシート」(p49～)を掲載しています。

【施主・関係者と調整を図るために】

- 景観への配慮=コストアップではなく、プラスをもたらす
 - ・景観への配慮=コストアップである、という声がよく聞かれますが、そうではありません。
 - ・地域の景観に十分に配慮された良好な建築物は、長く地域や利用者に愛されることとなり、長期的には企業イメージや地域の魅力の向上につながるのではないのでしょうか。



地域の景観に貢献すべく酒蔵のデザインを採り入れた銀行

●地域の声を計画に反映する

- ・デザインワークショップなどの手法を用いて、地域住民の声を計画に反映する例も見られます。
- ・計画への納得性が高まるだけでなく、後々の地域との関わりも育む可能性もあります。
- ・例えば、マンションの共用庭の使い方を、マンション住民だけでなく周辺住民と一緒に考えた例があります。



ワークショップのイメージ